

# 平成30年度外務人事審議会勧告 フォローアップ状況

平成31年4月19日  
外務省大臣官房

# 平成30年度外務人事審議会勧告 フォローアップ状況

項目	勧告の概要		フォローアップ状況
働き方改革	ア 長時間労働の是正及び管理職マネジメント能力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員は、部下職員が行う業務を定期的に見直し、思い切った業務の廃止や効率化を図る。</li> <li>・本取組を推進する上司が管理者として評価される仕組み作りの強化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価及び管理者評価（部下による上司に対する評価）において、働き方改革に関する取組を主要な評価項目として一層重視。</li> </ul>
	イ 業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳業務や会議議事録作成の自動化等 A I を含む最新技術の活用を推進する。</li> <li>・領事サービスの関連手続のデジタル化にかかる取組を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翻訳業務や会議議事録作成の自動化等 A I の試験的活用を開始。</li> <li>・次世代旅券発給管理システムの開発（平成31年度から3年）や次世代査証発給・渡航認証システムの開発（平成31年度で3年目）について予算要求し、認められた。</li> </ul>
	ウ 女性職員活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子連れ単身赴任を支援する在外公館についての情報を共有する。</li> <li>・在外公館の女性職員の勤務を支える担当官の指名等の取組を検討する。</li> <li>・単身子連れ在外赴任者への支援拡充を図る。</li> <li>・省内で不妊治療の理解を深め、治療中の職員が両立支援制度を活用し易い環境作りに取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月に子連れ単身赴任者を対象としたアンケート調査を実施。同調査結果を踏まえ、今後、子連れ単身赴任への支援拡充を図る。</li> <li>・平成30年7月に、妊活と仕事の両立に関する省内懇談会を開催し、不妊治療に対する省内の理解促進に努めた。</li> </ul>
	エ 多様な働き方の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク、フレックスタイム制度利用の拡充を図り、時間と場所にとらわれない働き方を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河野大臣のリーダーシップの下、フレックスタイム制度やテレワーク等、時間や場所にとらわれない働き方を一層推進（テレワーク利用者は、平成27年度5名から平成30年度は62名に増加）。</li> <li>・外務省研修所内（相模大野）にサテライトオフィスを設置する方向で調整中。</li> </ul>
	オ 男性職員の育児参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇や育児休業の取得を奨励し、男性の育児参加を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月に男性職員の育児参加を促進するために、既に育児休業を取得した先輩職員を困んだ省内懇談会を開催。また、出生届の提出があった男性職員及び当該職員上司に対して、個別に連絡をし、「男の産休」取得を励行（「男の産休」取得率は平成28年24.7%から平成29年度33.8%に上昇）。</li> </ul>

# 平成30年度外務人事審議会勧告 フォローアップ状況

項目	勧告の概要		フォローアップ状況
在外職員が働きやすい支援制度の整備	ア 在外勤務と日本に残した家族の介護との両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全在外職員の約15%に当たる約500人が介護問題を抱えながら勤務しているが、上記のような人事の中では例外扱いは困難。</li> <li>・在外職員は公務上の必要性から在外勤務を命じられて赴任したものでありながら、家族の介護のためにやむを得ず一時帰国しなければならない場合に高額な経費を自己負担している点を重く受け止め、その負担を軽減するための支援策を早期に導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求の際に、家族の介護のため一時帰国費用を自己負担している例があり、対応が必要である旨説明。手当の創設は見送り。</li> <li>・外務省共済組合が提供する保険を通じて、介護関連費用の負担に備えられるようにすることを検討中。</li> </ul>
	イ 在外職員にとって必要な機能を備えた住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における「共益費」は日本国内と比して高額であるが、住居手当の算出基礎に含まれないため、職員が自己負担。</li> <li>・職務上必要な機能を備えた住居を確保する上で高額な「共益費」を支払わざるを得ない場合、その負担を軽減するための措置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き「共益費」の負担軽減措置につき検討。</li> </ul>
	ウ 在外職員に対する子女教育手当の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者を帯同する上では子女の教育が課題。</li> <li>・小・中・高の加算上限額は本年度12万円から15万円に引上げ（幼稚園は28年度1.2万円から2.7万円に引上げ）。</li> <li>・海外における幼稚園の就学費用は日本国内と比して高額であり、若年の子育て世代にとって重い経済的負担となっているので、その負担を軽減するための措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園の支給上限額を2.7万円から4.3万円に引上げ。</li> </ul> <p style="font-size: small;">（在外職員の子供が就学する幼稚園の就学経費の平均額が約6.5万円であり、国内の公務員の教育費支出に相当する2.2万円を控除した4.3万円に引き上げるもの。）</p>

# 平成30年度外務人事審議会勧告 フォローアップ状況

項目	勧告の概要		フォローアップ状況
人員体制拡充及び機能強化	ア 定員の増員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外交業務は飛躍的に増大しており、大型国際行事対応のためにも、定員の増員は引き続き喫緊の課題であり、更なる人員体制の強化が不可欠。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・115名の定員（障害者雇用定員30名を含む）純増を達成。</li> </ul>
	イ 専門調査員・派遣員の待遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門調査員・派遣員を活用して在外公館の基盤強化を図る必要がある。</li> <li>・人材の質を確保するために、専門調査員・派遣員の待遇改善に向けて取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き専門調査員・派遣員の待遇改善に向け予算要求を行うことを検討していく。</li> </ul>
	ウ 公邸料理人の処遇水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い公邸料理人をより体系的・安定的に確保するためには、委嘱公邸料理人の配置拡大とともに、報酬水準の更なる引き上げや、家族帯同を希望する料理人が赴任しやすい環境を整えることをはじめとした待遇面の改善を図る。</li> <li>・現地における食材調達が困難な場合でも適時・適切に必要な食材を確保できるよう、近隣主要都市での食材調達に必要な予算が措置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱公邸料理人配置公館数を更に6公館増設（16公館→22公館）するため等、203,017千円を計上。（対前年度比 +11.2%）</li> <li>・通常公館公邸料理人の報酬水準引き上げ（官費支給限度額を17万円→20万円）のため等、481,394千円を計上。（対前年度比 +7.8%）</li> <li>・同伴家族に対する海外旅行保険料の新規支給（上記予算措置に含まれる）。</li> <li>・公用物資調達の実施回数を増やすべく予算要求し、前年度とほぼ同じ水準を確保。引き続き予算要求を行うことを検討していく。</li> </ul>

# 平成30年度外務人事審議会勧告 フォローアップ状況

項目	勧告の概要		フォローアップ状況
人員体制 拡充及び 機能強化	エ 研修の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の専門性や語学力の向上，更には総合的な発信力及び交渉力の強化が重要であり，研修を量質ともに強化して実施する必要がある。</li> <li>・ ミッドキャリア研修や国際テロ対策研修等の専門的な研修を強化する。</li> <li>・ 研修のIT化に必要な予算を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①語学力の強化，②基礎的素養・専門的知識の涵養，③実践的・技術的能力の強化に向けた取組を優先的に実施。</li> <li>・ 一般職の語学研修の強化，中堅職員の英語でのパブリック・スピーキング及びプレゼンテーション能力強化研修やマネジメント研修のための新規予算を確保。</li> <li>・ その他，在外公館職員（4級以上）の現地語研修枠の拡充，課室長・首席事務官対象の英語でのメディアトレーニング，幹部職員中間研修派遣に関する費用を予算要求し，一部認められた。</li> <li>・ 予算のIT化については，オンラインでの英語研修や英語通訳研修の予算を確保した。</li> </ul>

項目	勧告の概要		フォローアップ状況
在外公館 の拡充及び 勤務環境 の改善	ア 在外公館警備体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有事の際の邦人保護の司令塔でもある在外公館の警備対策を強化し，警備を専門とする警備対策官の新規もしくは増員配置する必要がある。</li> <li>・ 施設・設備等の適切な整備・更新と共に，謝金警備員の適切な水準の確保や必要な防弾車の配備に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備対策官未配置5公館各1名を新規に配置し，未配置公館は，全251公館中21公館（全体の約8%）に。特に警備上要請の高い公館1名（コートジボワール大）を増員。</li> <li>・ 物的警備対策（監視カメラ等の機材，施設の強化等）で961,695千円(+10.2%)，謝金警備員等で6,099,652千円(+4.0%)を計上。</li> <li>・ 防弾車計15台の購入・輸送で252,114千円（含，平成30年度補正予算）を計上。</li> </ul>
	イ 在外公館の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在外公館の数を増やすのみならず，情報収集・人員体制の拡充を行い，質と量の増強を持続可能な形で，かつ，戦略的に進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1公館（在バヌアツ大）を新設。</li> </ul>